

新潟市水道局情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 佐藤 隆司

新潟市水道局管理規程第10号

新潟市水道局情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程

新潟市水道局情報通信技術の活用に関する規程（平成31年4月18日水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

（1）部 新潟市水道局分課規程（平成19年新潟市水道局管理規程第1号）に規定する部をいう。

（2）課等 部に属する課、技術管理室及び事務所をいう。

第4条の見出し中「最高情報統括責任者補佐官」を「最高情報統括責任者補佐」に改め、同条第1項中「最高情報統括責任者補佐官」を「最高情報統括責任者補佐」に、「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改め、同条第2項中「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改め、同項第4号中「監査の計画及び実施」を「監査に関する助言」に改め、同項第5号中「教育プログラムの整備及び当該教育プログラムの実施」を「教育プログラムの助言」に改め、同項第7号中「ICTガバナンスの確立に向けた組織全体への情報発信」を「ICTガバナンスの確立」に改め、同項第8号中「実施に際して必要な、ICTの活用等に関係する事業者に対する指導及び調整」を「実施に関連して必要な、事業者との調整」に改める。

第6条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第1項中「各課」を「各課等」に改め、同条第2項及び第3項中「各課」を「各課等」に、「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改める。

第7条第1項中「各課」を「各課等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「課内」を「課等内」に改める。

第8条中「課」を「課等」に改める。

第9条中第1項中「各課」を「各課等」に改め、同条第2項中「各課」を「各課等」に、「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改める。

第10条の見出し中「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改め、同条第1項中「各課」を「各課等」に、「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改め、同条第2項中「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改め、同条第3項中「CIO補佐官」を「CIO補佐」に、「課」を「課等」に改め、同項第1号中「新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）」を「新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新潟市条例第4号）」改め、同条第4項及び第5項中「各課」を「各課等」に、「CIO補佐官」を「CIO補佐」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。